

株主総会終了後の登記実務

司法書士 尾方宏行

3月決算・6月定時総会の上場会社の皆様におかれましては、本年定時株主総会を終えられて、ほっと一息といったところかと存じます。また、本年定時株主総会後の商業登記手続きにおいては、商業登記規則の改正により、登記申請に際して主要株主のリスト（本稿において『株主リスト』といいます。）の提出が求められることとなりましたので、その対応も無事終了されたことと存じます。『東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書2017』（株式会社東京証券取引所上場部）によりますと、東証上場の監査役設置会社のうち、取締役の任期を1年と定めた会社の比率は、65.8%と過半数を占めております。このような会社においては毎年の定時株主総会終了後に取締役の変更登記を行う必要があり、この登記申請に際して『株主リスト』の提出が必要となっております。そこで本コラムでは、これから定時総会後の登記を行われる皆様におかれましてはその内容のご確認として、本年の定時総会終了後を終えられた方におかれましてもおさらいとして、商業登記実務の変更点である『株主リスト』に関して、よくあるご質問についてご紹介させていただきます。

1. 改正の概要

「商業登記規則等の一部を改正する省令（平成28年法務省令第32号。以下「改正省令」といいます。）が平成28年4月20日に公布され、同年10月1日から施行されております。また、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いに関して、「商業登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）平成28年6月23日法務省民商第98号」（以下、「本通達」といいます。）及び「商業登記規則等の一部を改正する省令等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（依命通知）平成28年6月23日法務省民商第99号」（以下、「本通知」といいます。）も発翰されています。これにより改正省令施行後は、商業登記の申請に際して、登記すべき事項につき株主総会（または種類株主総会）の決議や株主（または種類株主）全員の同意を要する場面において、『株主リスト』の添付が求められることとなりました。なお、『株主リスト』記載事項や様式につきましては、法務省HPに掲載されておりますので、そちらをご確認ください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00095.html

2. 株主リストに関するFAQ

株主リストの提出が求められる場面や記載事項についてのFAQは以下のとおりです。

No	ご質問	ご回答
1	当社は上場会社であり、株主の状況は有価証券報告書の大株主の状況に記載済であるから、『株主リスト』の提出は不要ではないか。上場会社の特例はないのか？	上場・非上場を問わず、全ての会社に『株主リスト』の提出が義務付けられております。上場会社向けの特例制度はございません。なお、有価証券報告書を提出されている会社において、当該有価証券報告書の記載を引用して作成する株主リストも認められております。（Q5をご参照ください）

2	株主総会・種類株主総会の決議の省略（会社法319条・325条）を行った場合は、株主・種類株主全員の同意を要する場合（商業登記規則61条2項）に該当するのか？	株主総会・種類株主総会の決議の省略を行った場合は、株主総会・種類株主総会の決議を要する場合（商業登記規則61条3項）に該当します。株主・種類株主全員の同意を要する場合の『株主リスト』（商業登記規則61条2項）とは記載事項が異なりますので、ご注意ください。
3	当社の取締役の任期は2年であり、本年定時株主総会では、役員を選任はなかった。定時株主総会終了後の登記は会計監査人の重任登記だけであるが、この場合も『株主リスト』の提出が必要なのか？	この場合、『株主リスト』の提出は必要ありません。
4	株主名簿を提出すればそれで足りるのか？	株主名簿の記載事項（会社法第121条）と、株主リストの記載事項（商業登記規則61条2項・3項）は異なりますので、株主名簿の法定記載事項のみをもって株主リストに替えることはできません。但し、作成されている株主名簿に記載されている情報が、株主リストの記載事項を網羅していれば、当該株主名簿（原本証明付写し）を登記申請の際に株主リストとしてご提出いただいても構いません。
5	当社は有価証券報告書を提出しているが、この場合に記載を簡略化することが可能なのか？	先にご紹介した法務省のHPに有価証券報告書を利用した株主リストのサンプル書式が用意されております。但し、次のような場合には、当該書式を利用することができないとされておりますので、ご注意ください。 ① 登記すべき事項につき決議した株主総会において議決権を行使することができた株主のうち株主リストに記載すべき株主と有価証券報告書に記載した株主とが異なる場合 例えば、次のような場合 ア 事業年度の末日と当該登記申請に係る株主総会の基準日が異なる場合 イ 当該議案につき、議決権を行使できない株主が有価証券報告書に記載されている場合

		<p>ウ 株主リストとして10名の株主の記載を要する場合において、有価証券報告書に10名の株主の記載がない場合</p> <p>② 種類株式発行会社である場合</p> <p>③ 「大株主の状況」の欄に記載された株主に個人株主がいる場合において、その住所が最小行政区画までしか記載されていない場合（ただし、「大株主の状況の欄」にこれを追記して本書式を利用することもできます。）</p>
6	議決権の割合が高い順に上位10名を記載する場合で、同順が複数名いる場合は何名記載すればよいのか？	<p>保有議決権数が同数の株主が複数いるため、上位となる10名の株主が11名以上となる場合には、その11名以上の株主を記載する必要があるとされています。また、多い順に順次加算した割合が3分の2に達するまでの人数についても、同順位の株主が複数いる場合には、その一部の株主の議決権を合算して3分の2に達したとしても、同順位の株主の全員を記載する必要があるとされています（「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集 意見募集の結果別紙、意見43に対する回答）。</p>
7	基準日後の株主に議決権行使を認めた場合	<p>株主リストに記載すべき株主は、株主総会において議決権を行使することができる者を指しますので、基準日後の株主に議決権行使を認めた場合（会社法124条4項）には、当該基準日後の株主も含めて株主リストを作成することとなります。</p>
8	組合や持株会が株主の場合の名称の記載	<p>組合や持株会が株主となっている場合には、その名称を記載することで足りる。（例えば「〇〇〇〇従業員持株会」等）</p>
9	外国人株主や外国法準拠の法人の名称及び住所の記載方法について	<p>株主名簿上、外国人株主等を外国文字の表記で把握している場合には、株主リストにも外国文字を記載していただいても構いません。</p>
10	組織再編時の株主リスト	<p>株主リストは、原則として、登記申請時の代表者（登記所に印鑑を提出している者）が作成することとなっています。組織再編に関する</p>

	<p>る登記手続きでは、消滅会社の株主リストの作成者が存続会社の代表者となっている点等について注意が必要です。組織再編時の株主リストの作成者は</p> <p>http://www.moj.go.jp/content/001214713.pdfのとおりです。</p>
--	---